

1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第22号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

(鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇)

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 令和3年3月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第14号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、草岡地区における県営農地整備事業による市道久川北線の起点の変更に伴い、市道路線の認定を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、草岡地区における県営農地整備事業による市道久川北線の起点の変更に伴い、同路線、津島線及び東久川線3路線について、市道路線の廃止を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、当該路線について、幅員3.2メートルから9.6メートルとされているが、この差はどのような理由から生じるものかとの質疑がなされ、建設課長からは、交差点部分の隅切り等により幅員の広い場所が生じたものであるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、東久川線の幅員3.0メートルから5.0メートルとなっている理由も同様かとの質疑がなされ、建設課長からは、県道長井白鷹線との交差部分が5.0メートル、その東側が3.0メートルの幅員となっているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、占用物件の中で、電柱について第1種から第3種まで区分されているが、どのような基準による区分かとの質疑

がなされ、建設課長からは、当該電柱が支持する電線の本数による区分である。なお、本改正条例の中では、電線の本数を条と表現しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第12、議案第14号 市道路線の認定についてから日程第15、議案第24号 長井市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第12、議案第14号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第15号 市道路線の廃

止についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第23号 長井市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第24号 長井市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○平 進介議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之予算特別委員長。

(梅津善之予算特別委員長登壇)

○梅津善之予算特別委員長 令和3年3月市議会